

市本庁舎設計業務公募型プロポーザル2次審査

新しい庁舎の建設に向けて

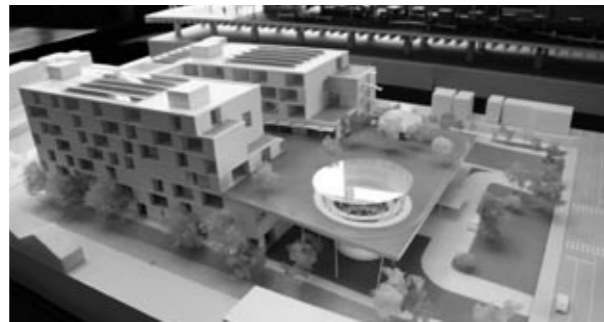
市では、現在の市本庁舎敷地内に新しい庁舎を建設するため、設計者の選定を県のくまもとアートポリス事業を活用して進めています。

9月22日、この設計者を決める2次審査を天草市民センターホールで開催し、市民や関係者など約200人が参加。8月に行われた1次審査を通過した5つの設計業者が、庁舎のデザインや建築意図などを映像や模型を使いながら説明した後、建築家の伊東豊雄・くまもとアートポリスコミッショナーや安田市長など6人が審査を行いました。結果は、山本理顕設計工場（神奈川県）が最優秀提案者として選定されました。

今後は設計業務が行われ、平成27年度に工事着工、同29年度に完成、翌30年度の開庁を目指します。



▲審査のようす



▲最優秀賞を受賞した庁舎の模型
※この模型はイメージ(案)です。

NEWS

『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』

平成28年夏の 世界遺産登録を目指す



▲住民説明会のようす

政府は9月17日、平成27年の世界文化遺産登録を目指す国の推薦候補を、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」に決定し、同じく候補になっていた「天草の崎津集落」（河浦町）を含む『長崎の教会群とキリスト教関連遺産』の推薦は、見送られました。

政府の決定を受けて市では、同日に世界遺産推進本部会議を開催。同28年夏の世界遺産登録へ向けて、引き続き取り組みを進めていくことを確認しました。また、10月9日には、今回の決定の経過や今後の取り組みなどに関する地元住民説明会を、富津地区コミュニティセンターで実施。説明会では、参加した地元住民など50人を前に安田市長が、「1年間の準備期間ができたことになるので、来訪者などの受け入れ体制の充実を図っていきたい」と述べました。



Q市・県民税 & A

身近な疑問にお答えします!

Q1 私は、平成25年1月20日にほかの市町村から天草市へ引っ越してきました。同25年度の市・県民税はどの市町村へ納めるのでしょうか？

A 市・県民税は、毎年1月1日現在の住所（住民票）のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。平成25年1月1日現在では、あなたの住所（住民票）は前の市町村にあったので、その後天草市に引っ越しをしたとしても、同25年度分の市・県民税は前の市町村に納めていただくことになります。

なお、1月1日現在で住所（住民票）がない人であっても、実際にその市町村に住んでいる場合は、住所があるものとして住民税を課税することになっています。

Q2 私は個人で事業を営んでいますが、税務署へ確定申告に行くと、所得税がかからないので申告の必要はないといわれました。市・県民税の申告も必要ないのでしょうか？

A 税務署への確定申告が必要ない場合でも、前年中（1月1日～12月31日）に収入があれば市・県民税の申告をしていただく必要があります。申告がなければ、収入状況が不明なため所得証明書などの発行ができません。国民健康保険税の算定や児童手当の認定などにも支障をきたす場合があります。

また、前年中に収入がない場合には申告の義務はありませんが、上記の理由から申告をお願いしています。

Q3 来年度から市・県民税が上がると聞きました。内容を教えてください。

A 「東日本大震災復興基本法」に基づき、全国で市・県民税の均等割が平成26年度から同35年度の10年間臨時的に引き上げられます。東日本大震災を教訓として、この引き上げによる税収は防災・減災などのための財源としていかされます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

	年税額		
	平成25年度まで	平成26年度から	引き上げ額
市民税均等割	3,000円	3,500円	500円
県民税均等割	1,500円	2,000円	500円
合計	4,500円	5,500円	1,000円

※県民税均等割には水とみどりの森づくり税の500円が含まれています。
※今回の改正で所得割の変更はありません。

【問い合わせ先】 天草税務署(電話0969-22-2510)※自動音声案内 / 本庁・課税課 ☎1111